

平成 19 年 11 月 15 日

「ショートニングの日本農林規格の一部改正案」に対する意見書

〒100-8950

東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 御中

〒103-0012 東京都中央区日本橋掘留町 1-3-9

日本橋三英ビル 3 階

電話：03-3667-8311

日本食品添加物協会

会長 鈴木



「ショートニングの日本農林規格の一部改正案」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

記

○「ショートニングの日本農林規格の一部改正案」に関する意見

(1)意見

酸化防止剤として使用可能な食品添加物については、チャ抽出物だけでなく、食品衛生法上使用が認められた食品添加物酸化防止剤全てを追加していただきたい。

(2)理由

使用できる食品添加物を限定することにより、ショートニングメーカーは改良品の開発が極めて困難になり、「良質な製品を提供する観点」と矛盾するものと考えます。

また、食品添加物の使用数を制限することが「消費者ニーズの変化に対応した製品を提供する観点」ではなく、食品添加物の利用を含めた加工食品の技術を駆使し、良質で消費者の要望にかなった製品を開発し、その上で食品添加物を含め使用した原材料の情報を正確に伝え、それぞれの消費者の判断に委ねることであると考えます。

さらに、使用できる食品添加物を限定することにより、JAS 格付率の低下を招くことを危惧いたします。

以上